



森林の伐採と所有者の変更には届出が必要です

問 農林課 林政鳥獣対策係
(☎内線2617・2618・2619)

市内の森林の大半は、県の定める地域森林計画により地域森林計画対象民有林に指定されています。この指定を受ける森林で伐採や所有者の変更を行う場合は、森林法に基づく届出が必要です。

■立木の伐採・造林

森林の立木を伐採する場合、開始する90日から30日前までに市に届出が必要です。また、主伐後の造林もしくは開発目的の伐採が終わった日から30日以内に、市に報告する必要があります。届出の際は以下の書類を添付してください

- ①森林の位置図・区域図
- ②届出書の確認書類(個人の場合、住所がわかる書類(運転免許証など)の写し・法人の場合、法人の登記事項証明書などの写し)
- ③土地の登記事項証明書など、届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類(土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書など)

④隣接森林との境界関係書類(伐採する箇所に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類)添付を省略できる場合

- ・単木的な伐採など境界に接しない場合
- ・境界杭などにより境界が明らかな場合
- ・誓約書の提出などにより届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

⑤伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者ではない場合)→伐採に係る同意書および立木の売買契約書など届出人が立木を伐採する権原を有することがわかる書類

⑥他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)→届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど)

■所有者の変更

森林の土地の新たな所有者となった人は、森林法によりその旨

を市に届け出てください。

①届出対象：地域森林計画の対象森林となっている民有林です。面積にかかわらず届け出る必要があります。

②届出者：個人・法人を問わず、売買、贈与、相続などにより森林の土地を新たに取得した人が届け出てください。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

③届出期間：土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村に届け出てください。

④届出事項：届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

日 日程
時 時間
期 期間
場 会場・場所
対 対象・資格
電 電話
FAX FAX
内 内容
定 定員
料 料金・費用
持 持参物
他 他
縮 縮切

消費生活センター からのお知らせ

個人情報を読み出す不審な電話に注意

一 事例 一

自宅の固定電話に国の行政機関を名乗り「これから2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。非通知設定からの着信だった。突然通信できなくなることはないので、明らかにおかしい。

国の行政機関をかたっていると思い電話を切ったが、他にも同様の電話がかかる可能性があるので情報提供したい。



本文イラスト 黒崎 玄

一 ひとこと助言 一

☆国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。

☆行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。

☆非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報は絶対に伝えないでください。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第507号から作成)

問 市消費生活センター(☎382-2228) わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに消費生活センターにご相談ください。相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分